

令和 2 年 度 第 2 回

越谷市地域公共交通協議会会議録

令和 3 年 2 月 1 0 日

越谷市中央市民会館 4 階

第 1 5 ～ 第 1 8 会 議 室

越谷市都市整備部都市計画課

令和３年２月１０日

令和２年度第２回越谷市地域公共交通協議会 議事日程

１．開 会

２．会長挨拶

３．議 題

(1)越谷市地域公共交通網形成計画の評価について（最終評価）

(2)越谷市地域公共交通計画の策定について（骨子（案））

(3)新方地区住民との協働による新たな公共交通の導入に係る実証運行の実施について

４．その他

５．閉 会

出席委員

市の職員	林 実 委員（代理 平 光 啓 造）
	小 川 和 彦 委員（代理 厚 沢 光 男）
	鈴 木 正 明 委員（代理 五十嵐 治）
関係行政機関の職員	青 木 宏 之 委員
	石 塚 高 弘 委員
	渡 邊 正 委員（代理 原 清 次）※
	上 山 明 委員
	根 岸 甚 高 委員（代理 内 田 希）
関係公共交通事業者等	會 田 皓 章 委員
	小 川 幸 一 委員
	金 子 茂 委員
	小 瀧 正 和 委員※
	田 沼 健 一 委員※
	小 平 隆 宏 委員※
	女ヶ沢 健 一 委員
	鶴 岡 洋 委員※
	信 清 智 之 委員※
	佃 晋太郎 委員※
	和佐見 文 男 委員
公募による市民	小笠原 均 郎 委員※
	残 間 郁 子 委員
学識経験者	久保田 尚 委員※
自治会を代表する者	深 野 弘 委員

※ ウェブ参加

欠席委員

萩 原 政 晃 委員
深 津 光 市 委員
稲 荷 七 三 委員
河 上 繁 委員

都 市 計 画 課

調	整	幹	西	村	健	也
主		幹	染	谷	正	直
主		幹	北	島	文	記
主		事	関	根	直	人

事 務 局（都市計画課）

主	幹	佐	田	健
主	事	瀧	口	志 保

午前 10 時 00 分

◎ プレ開会

事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和 2 年度第 2 回越谷市地域公共交通協議会を始めさせていただきます。

本日司会を務めさせていただきます都市計画課、佐田でございます。Z o o mでございますので、着座のまま失礼いたします。

初めに、本日の委員の出席状況でございます。

事務局より報告を申し上げます。本日は、越谷市地域公共交通協議会条例第 3 条第 2 項第 1 号委員、越谷市都市整備部、林、建設部、小川、環境経済部、鈴木、各委員欠席でございますが、代理として越谷市都市整備部、平光啓造、同じく建設部の厚沢光男、同じく環境経済部の五十嵐治が出席をさせていただいております。また、第 2 号委員でございますが、大宮国道事務所、渡邊様代理として原様、同じく第 2 号委員、埼玉県交通政策課、根岸様代理として内田様、ご出席をいただいております。

また、本日、第 3 号委員の荻原委員、深津委員、第 4 号委員の稲荷委員、河上委員が所用のため欠席されておりますが、越谷市地域公共交通協議会条例第 6 条第 2 項の規定により、委員の過半数の出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、前回から変更のあった委員の方を、お名前のみ紹介させていただきます。

佃晋太郎委員が新任でございます。

それでは、ここで会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

久保田会長、よろしくお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。会長を仰せつかっております久保田尚でございます。よろしくお願いいたします。

今、世の中大変な状況になっておりまして、こういう形での開催ということでお願いを申し上げたところでございます。実は私自身も所属する大学のルールでこういう形での参加とさせていただいておりますことをご了承ください。

こういう状況ではありますが、今日の協議会、非常に重要な会議ということで、こういう形での開催ということを経理局で大変ご苦労いただきまして開催にこぎつけていただきました。ありがとうございました。こういう形ではありますが、いつもどおり、皆様から積極的なご意見をいただきたいと思いますので、最後までどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 久保田会長、ありがとうございました。

審議に先立ちまして、お配りいたしました資料の確認をさせていただきたいと存じます。

初めに、本日の次第、資料1「越谷市地域公共交通網形成計画 計画最終年度（令和2年度）における評価」、資料2「実施事業実績図」、資料3「越谷市地域公共交通計画 骨子（案）」、資料4「新たな公共交通の導入に係る試験運行の実施について」、資料5「事業範囲図」、資料6「乗降施設一覧」、参考資料として「越谷市地域公共交通網形成計画 概要版」、「越谷市地域公共交通協議会委員名簿」でございます。

会場の皆様、不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ここで、本日Z o o mを介したウェブ会議ということで、進め方のご説明をさせていただきます。

まず、Z o o mご参加の方におかれましては、ご発言のときには、マイクをミュートにされているようでしたらマイクをオンにさせていただくようお願いをいたします。

会場の方につきましては、会場用のi P a dが2台ございますので、ご質問で挙手いただきましたら私が会長のほうにそれをお伝えいたしまして、ご指名をいただきましてから、i P a dとマイクをお持ちしますので、それを用いてご質問いただければと思います。

また、ウェブでの開催でございますので、ご質問等の際には、ほかの方に分かるように所属、お名前等、一言お願いできればと存じます。

簡単ですが、進め方は以上でございます。

◎議長の決定

事務局 それでは、越谷市地域公共交通協議会条例第5条第3項の規定により、会長が議長となりますので、これより久保田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

久保田議長、よろしくお願いいたします。

◎開会宣言

議長 では、ここから、令和2年度第2回越谷市地域公共交通協議会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

議長 まず最初に、運営規程第6条第2項の規定に従いまして、会議録署名委員をお願いしたいと思います。今日は女ヶ沢健一委員と和佐見文男委員をお願いしたいのですけれども、ご両

名、よろしいでしょうか。

事務局 ご了承いただきました。

議長 ありがとうございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

◎傍聴者入場

議長 続きまして、事務局より傍聴者についての報告をお願いいたします。

事務局 本協議会は原則公開でございますが、先般、傍聴の定員を10名として所定の方法で会議開催の事前公表を行いましたところ、傍聴者、報道関係者ともにおりませんでしたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

◎議事

議長 では、議題に入ります。

◎議事（１）

議長 まず、１番、越谷市地域公共交通網形成計画の最終評価でございます。都市計画課より説明をお願いいたします。

◎議事の説明

都市計画課 私、都市計画課の北島と申します。

私のほうから、議題１「越谷市地域公共交通網形成計画の最終評価」についてご説明させていただきます。

まず、議題１につきましては、お手元の資料ナンバー１によってご説明させていただきます。

今、Z o o mのほうでは、資料１のPDFを共有させていただいております。

なお、資料２につきましては資料１の補足資料となります。

では、着座のままで失礼いたします。

まず、資料１の１ページ目をご覧ください。

越谷市地域公共交通網形成計画では、計画の達成に向けた評価といたしまして、中間評価と

最終評価を行うこととしており、今回、最終評価を行います。

本計画におきましては、資料1の左側のページにありますとおり、3つの目標とその評価指標を定めており、その指標の結果をもって評価をいたします。

まず、左上の目標1「地域に適した公共交通網の形成」につきましては、公共交通網に対する満足度を指標としております。現在の地域公共交通網形成計画の策定時は満足度が75%であったのに対しまして、目標を85%としておりました。これに対し、令和2年度では67.5%となっております。

満足度を記載した表の下にありますコメント欄をご覧ください。

結果を比較するに当たりまして、平成26年度、平成27年度の調査は、回答項目と標本数、選択肢の数が現在の回答項目と異なっておりますため、令和2年度の結果と単純には比較できないものとなっております。回答項目が同じものとなっております平成28年度と令和2年度の満足度を比較いたしますと、令和2年度では1.7%増加しておりまして、目標1については現状おおむね維持されたものと考えられます。また、鉄道、バス、タクシーのそれぞれの満足度を比較いたしますと、目標を達成するためには鉄道以外の満足度の向上が必要となると考えております。

次に、目標2の「鉄道やバスが利用しづらい地域などのサービス改善」につきましては、乗合交通利用圏域の面積カバー率を指標としております。計画策定時の71.2%に対しまして、目標を増加としております。これに対し、令和2年度では70.5%となっていることから、結果として減少しております。

これは、この計画の期間の中で、バス路線の新設、休廃止が生じたことですか、現在検討を進めている新方地区における新たな公共交通が導入に至っていない状況による結果となっております。よって、目標2については改善途上であると言えます。

最後に、目標3「公共交通を持続可能なものとするための仕組みづくり」につきましては、公共交通の利用者数を指標としております。計画策定時の29万7,558人に対しまして、目標を増加としており、これに対し、令和2年度では30万6,961人となっていることから、結果として増加しております。

ただし、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大による外出抑制等の影響によりまして、路線バスとタクシーの利用者数が令和元年度より大きく減少しております。

また、この目標3では、実施事業である「市民との連携による新たな公共交通の仕組みの形成」、いわゆるガイドラインができていない状況でありまして、実現に向け継続する必要がある

ります。

3つの目標についての評価は以上となっております。

続きまして、資料1の右半分に、計画における実施事業とこれまでの取組内容、その評価と今後の取扱いについて示しておりますので、幾つかご説明いたします。

まず、事業1-2の「ノンステップバスの導入促進」につきましては、現計画の策定以降、バス事業者により14台導入されておまして、市内のノンステップバス化率は、計画策定時の79.2%に対して、令和2年度には90.1%となっております。

事業の取組に対する評価につきましては、計画内容が実施されたものを丸、不十分であったものを三角、実施されていないものをバツで示しておりますが、事業1-2につきましては丸といたしまして、今後も継続することとしております。

次に、事業1-3の「バス停利用環境の改善」につきましては、取組としましては、バス停付近の歩車道境界ブロックの撤去やバス停の移設、バス待ちスポット、まち愛スポットの登録を進めてまいりましたが、実施事業として定めましたバス停の上屋、ベンチの設置には至りませんでしたので、評価を三角といたしまして、今後も継続することとしております。

次に、事業1-5の「交通結節機能の強化」につきましては、鉄道の改札付近でバス停や周辺の観光案内などの情報を多言語で表示し、乗り継ぎの円滑化を図るものでしたが、計画期間の中で具体的に表示する取組がありませんでしたのでバツとしておまして、この事業については今後も実施することとしております。

最後に、事業2-2、2-3、3-1「関係者との協働による新たな公共交通の導入に向けた取組み」につきましては、モデル地区としての取組を新方地区で進めておりますが、導入にまでは至っていないことから評価を三角といたしまして、今後も継続することとしております。

また、このモデル地区を踏まえた事業2-3の展開地区、事業3-1のガイドラインの作成には至っていないことから評価をバツとしまして、今後も継続することとしております。

このような形でそれぞれの事業について評価いたしました。

また、資料1の2ページ目、3ページ目及び資料2に、事業別、年度別の取組内容について取りまとめております。これらをもって本計画の最終評価としたいと考えております。

議題1についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

◎ 質疑

議長 それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見のある方はご発言いただきたいと思います。

なかなかこういう形ですので意思表示が難しいかと思いますが、会場の方は事務局にお伝えください。

〇〇委員、手が挙がっているようなので、よろしくお願いします。

〇〇委員 参考意見でよろしいですけれども、1 ページ目の資料1の右側に公共交通体系の形成事業という欄がございますね。この中で、事業1から事業3までずっと書いてあるんですけれども、できましたら、この資料1 ページでそれぞれの施策についてベネフィットがどれくらい発生するのかという、その指標が、評価の横がいいのか、あるいは事業項目の横ぐらいのところに入っているともっと見やすいのかなと思っているのが第1点です。

それから、2つ目は、2 ページのところの1-3のバス停利用環境の改善というところがございますよね。A3判の2 ページ目の事業別の評価シートというのがあるんですけれども、これの1-3のバス停利用環境の改善のところ、一番右側の考察のところなんですけれども、バス待ちスポットの登録拡大を推進していく必要があるというふうに書かれているんですが、これ具体的にはどんなことをイメージされているのかということをお聞きしたいのが2つ目です。

それから、最後は、3 ページ目の最後の事業区分の3-3のモビリティマネジメントという項目があるんですが、3-3です。交通機関につきましては、やはり3-3のモビリティマネジメントというのが一番上位に来て、恐らくアーキテクトのトップに来ると思うんですけれども、これも同じく考察のところの講座を積極的に持ちたいというふうに書いてあるところ、右側の一番下のところなんですけれども、これ具体的には講座の企画内容はどんなことをお考えになっているのか。

以上3点でございます。

議長 ありがとうございます。

事務局からお答えいただけますか。

都市計画課 私のほうから回答させていただきます。

まず、1点目にいただきましたベネフィットが評価の横にあるとさらにいいのではないかと、いうご意見をいただいたところでして、こちら、各事業の中でどれだけ効果があったかというものの指標を検討いたしまして、その上で追加をできればと考えております。

という形で、1番目につきましてはよろしいでしょうか。

〇〇委員 できましたら国交省が出しているアクセシビリティ指標というのがあるので、こ

れはご存じのようにキロ当たりの営業費を走行費で割った値と、あとはベネフィット分析で、要は公的な補助金額を運賃収入と公的補助金で割った数字というのを使っているんですが、そういった第三者的に見られるものがあると非常に参考になるのかなというふうには思っているんですけれども。

議長 ありがとうございます。

今の点なんですけれども、今日この議題に関しましては、公共交通網形成計画の最終評価というタイミングでございますので、今のご発言につきまして、もしできましたら次の計画の策定に当たってのご意見というふうに承りたいと思います。

〇〇委員 そうですか。分かりました。

議長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

2点目と3点目、事務局、お願いします。

都市計画課 2点目につきましては、バス待ちスポットの登録拡大を推進していく必要があるというところ、考察で書かせていただきましたが、こちらにつきましては、現在の計画におきまして、これまで年度別に主に公共施設を中心にバス待ちスポットを登録拡大を進めてまいりましたけれども、今後民間の施設等も視野に入れまして、登録の拡大を推進していく必要があると考えております。

2番目につきましては以上でございます。

そして、3番目につきましては、続けさせていただきますと、こちらのモビリティーマネジメントにおけます講座につきましては、今年度、新型コロナの感染拡大により中止してしまっただんですが、越谷市産業フェスタにおきましてバスの乗り方教室を開催する予定がございまして、こういった講座を開きまして、モビリティーマネジメントの推進を図る計画でございましたので、こういった事業について展開していくことで検討をしております。

以上になります。

〇〇委員 分かりました。

議長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特にございませんか。

事務局 会場も今のところございません。

議長 それでは、1番目の議題、越谷市地域公共交通網形成計画の最終評価（案）につきまして、採決をいたします。

この最終評価（案）につきまして、承認いただける方は挙手をいただきたいと思いますけれども、ちょっとこの状況ですので、すみませんけれども、もし賛成できないという方いらっしゃったら意思表示いただけますか。

特にいらっしゃらないということによろしいですか。

〔発言する者なし〕

議長 特にいらっしゃらない。

事務局 会場、ございません。

議長 では、皆さんに賛成いただいたというふうに受け取らせていただきます。ありがとうございました。

それでは、最終評価（案）については原案のとおり承認ということにさせていただきます。ありがとうございました。

◎議事（２）

議長 続きまして、議題の２番にいきます。越谷市地域公共交通計画の策定についてということで、今回は骨子案についての協議となります。

事務局の説明をお願いいたします。

◎議事の説明

都市計画課 それでは、議題２「越谷市地域公共交通計画の策定（骨子案）」につきまして、議題１と同じく北島が説明いたします。

議題２につきましては、お手元の資料３により説明いたします。

では、着座のまま失礼いたします。

資料３の１ページ目をご覧ください。

今回、越谷市地域公共交通計画の策定において骨子案を作成しております。

１ページ目では、第１章、計画の概要を示しており、初めに、現在の地域公共交通網形成計画と令和３年度に策定する地域公共交通計画の構成を比較しております。

今回の骨子では、地域公共交通計画の第１章、計画の概要から、第４章、将来像、基本方針までをお示ししております。第５章以降の中で定める取組内容につきましては、今後、計画の素案の中で作成してまいります。

また、１ページ目の右下にある小見出しの５番、対象とする交通システムにつきまして、こ

れまでの地域公共交通網形成計画では、この図に青色で囲まれている公共交通を対象としておりました。今回の法改正を踏まえまして、福祉有償運送や企業送迎バスなど、地域の多様な輸送資源も計画対象に位置づけることといたします。

続きまして、2 ページ目をご覧ください。

この第2章では、地域及び公共交通の現状を取り上げております。

初めに、地域の現状をまとめております。ページ左上の人口の推移をご覧くださいますと、越谷市の人口は令和4年の34.6万人をピークに減少に転じる見込みとなっております。また、高齢化率も令和2年の25.1%から、20年後の令和32年には34.7%まで上昇する見込みです。

続きまして、ページ左下の人口分布の図面をご覧ください。

市内の人口は市街化区域、特に鉄道駅周辺に集中しております。また、その右隣の高齢化率分布の図面では、図面上で赤く示されている高齢化率は市街化調整区域で高くなっております。

続きまして、2 ページ目の右側で、市内の商業施設等の立地を図面で表しております。公共施設や医療、商業施設の多くは鉄道駅周辺に立地しております。

続きまして、3 ページ目をご覧ください。

ここでは公共交通の現状について示しております。

3 ページ目の左半分では、議題1でご説明しました公共交通の利用者数につきまして、鉄道、路線バス、タクシーの内訳を示しております。これをご覧くださいますと、鉄道の利用者数は徐々に増加しておりますが、路線バス、タクシーについては減少しております。

また、このページの右半分では乗合交通利用圏域について取り上げておりますが、議題1で説明させていただきましたので省略いたします。

続きまして、4 ページ目をご覧ください。

ここでは、公共交通の全国的な現状としまして、運転免許の自主返納が急激に増加していることを取り上げております。また、運転免許の自主返納者の95%以上が65歳以上の方となっております。

そして、4 ページ目の右側では、自動車運転職業の有効求人倍率の推移から、自動車の運転手が不足している状況を示しております。

続きまして、5 ページ目をご覧ください。

ここでは、市民の移動実態について、パーソントリップ調査からまとめております。

まず、ページ左上の年齢・目的別の移動量の欄をご覧くださいますと、高齢化に伴い、65歳以上の方の総移動量が増えていることがわかります。

また、このページの右側のグラフになりますけれども、こちらでは移動先、移動目的別の移動手段を示しております。この上から2番目のグラフをご覧になっていただきますと、市内から市外への移動手段を示しておりますが、通勤・通学では鉄道が最も多くなっておりまして、私事におきましては鉄道と自転車と同程度となっております。また、上から3番目のグラフをご覧になっていただきますと、市外から市内への移動手段を示しております。こちらは通勤・通学では鉄道が多く見られますが、私事におきましては自動車の利用が多くなっていることが分かります。

最後に、5ページ右下のグラフでは、市内から鉄道駅へのアクセス交通手段をまとめております。どの駅も徒歩や自転車による移動が多いですが、せんげん台駅や北越谷駅、新越谷駅や南越谷駅では路線バスの利用者の方も多くなっております。

続きまして、6ページ目をご覧ください。

こちらには、昨年末に実施しました多様な輸送資源に係るアンケート調査の結果をお示ししております。

ページ左上の調査実施概要をご覧ください。

今回の調査は市内の約150事業者を対象に行いまして、これまでに63の事業者からご回答いただきました。回答をいただいた施設は、主に高齢者福祉サービス、保育園、幼稚園が多くなっております。

そして、このページの左側の中ほどに、車両の保有、道路運送法の許可、登録の状況が円グラフで示されております。こちらをご覧になっていただきますと、63件ご回答いただいた事業者の中で27件、43%の施設が車両を保有しておりまして、道路運送法上の許可または登録を取得しております。また、20件、32%の施設が許可、登録を取得していないが車両を保有している状況が分かります。そして、残りの16件、約25%の施設では車両を保有していないという回答でした。

これを踏まえまして、次に、6ページの右下のほうをご覧になっていただきますと、ここに車両を保有している施設に対し、地域公共交通を補完する交通手段の対象とすることに関する意向についての回答を整理しております。

こちらの調査の結果、車両を保有しております47の施設のうち、14件、約30%の施設が対応は可能であるとしてご回答いただきました。

また、対応が可能と回答した施設と、対応は困難であると回答した施設に対しまして、その対応する際の条件を質問したところ、行政の補助金等のバックアップが必要であると回答をい

ただいた施設が80%を超えております。

これらの結果から、行政の支援が必要であるという条件はあるものの、地域の多様な輸送資源を、公共交通を補完する交通手段として検討する余地はあるものと考えられます。

次に、7ページ目をご覧ください。

こちらは第2章の最後になりますが、現在の計画の評価と達成状況を掲載しております。こちらにつきましては、議題1の最終評価でご説明しましたので省略させていただきます。

次に、8ページ目をご覧ください。

これまで第2章でご説明しました地域及び公共交通の現状等を踏まえまして、ページの左側に本市の地域公共交通の課題をまとめました。

課題1としましては、本市で想定される人口減少、高齢化、人口分布や、運転免許の返納件数の増加を踏まえまして、「少子高齢化に伴い、公共交通網の維持・拡充が必要」といたしました。

課題2としましては、乗合交通利用圏域の減少や、多様な輸送資源に係るアンケートの調査結果、全国的な自動車運転手の減少を踏まえまして、「公共交通による乗合交通利用圏域の減少への対応に地域全体で取り組むことが必要」といたしました。

課題3としましては、本市の鉄道駅と路線バス網の状況や、公共施設等の立地状況、市民の移動実態を踏まえまして、「鉄道駅周辺が主たる交通結節機能を持つため、鉄道駅周辺の環境を改善することが必要」といたしました。

課題4としましては、公共交通におけるMaaSの導入や新技術の利用が広まっておりまして、越谷市を含む周辺7市町におきましても、新たなモビリティサービスによるまちづくり協議会によりまして、新たなモビリティ、技術の活用を検討しておりますことから、「新技術をどのように利用するか検討することが必要」といたしました。

以上4つの課題に対しまして、8ページの右側で、本市の地域公共交通の将来像及び基本方針を設定しております。

まず、将来像は「地域全体でつくり育てる、利便性が高く持続可能な交通ネットワークのある都市」と設定いたしました。現在の地域公共交通網形成計画における基本方針を踏まえつつ、地域の協働や多様な輸送資源により交通ネットワークの維持、確保を図ることとしております。

また、この将来像を実現するため、将来像の下に3つの基本方針を設定いたしました。

基本方針1としましては、少子高齢化や乗合交通利用圏域の減少などの課題に対しまして、「地域の実情に応じた持続可能な交通ネットワークの形成」といたしました。

基本方針２としましては、バリアフリー法に基づきまして、誰もが利用しやすい公共交通サービスが求められていることや、本市の公共交通網が鉄道駅を中心に形成されており、鉄道駅周辺の交通結節機能の向上が重要であることから、「誰もが利用しやすい公共交通環境の形成」といたしました。

基本方針３としましては、バスやタクシーの運転手が減少していることや少子高齢化により、公共交通の維持が厳しさを増している中で、地域住民、公共交通事業者、市が連携して公共交通を維持するため、「みんなで公共交通に乗って、守り、育てる」意識の定着」といたしました。

以上のとおり設定した基本方針に基づきまして、今後、具体的な取組、実施事業を検討してまいりたいと考えております。

最後に、９ページ目をご覧ください。

こちらに目指すべき交通ネットワークのイメージをまとめております。

図中の黒色の破線で囲まれた新規交通検討地域では、市民、事業者及び市の協働により、持続可能な公共交通の構築を検討することとしておりまして、現在、新方地区をモデルとして検討が進められております。

越谷市地域公共交通計画につきましては、以上のとおり骨子案としてまとめまして、今後、計画の素案の作成を進めてまいりたいと考えております。

議題２の説明につきましては以上となります。

議長 ありがとうございました。

◎質疑

議長 それでは、ただいまの骨子案につきまして、ご質問、ご意見のある方はよろしく願いいたします。

事務局 会場、手が挙がりました。

〇〇委員、手を挙げていらっしゃいます。

議長 〇〇委員、お願いします。

〇〇委員 ちょっと気づいた点ですが、ちょうど今映っている「目指すべき公共交通ネットワークのイメージ」のところなんですけれども、新規交通検討地域というのが市境、市街化調整区域かつ市境ということで、他市との連携、例えば一番北側の武里駅なんかは春日部市ですし、右側の吉川市は吉川駅だったり、西側につきましては川口市等、他市と連携で、近くにある駅

との連携というのにも考える必要があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

都市計画課 それでは、私のほうから回答させていただきます。

現在、吉川駅ですとか武里駅のほうに越谷市内から向かうバス路線がありますが、今後具体的に基本方針の中に定めました基本方針の1番、こちら地域の実情に応じた持続可能な交通ネットワークの形成というところの中で、具体的な実施事業を定めまして、この地域公共交通協議会の中で検討を図っていきたいと考えております。

以上になります。

議長 よろしいでしょうか、〇〇委員。

〇〇委員 ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

議長 じゃ、そういうことも必要に応じて考えていくということでよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

ほかの方、いかがでしょうか。

事務局 会場手が挙がりました。

〇〇委員、挙手されました。

議長 では、〇〇委員、お願いします。どうぞ。

〇〇委員 将来の目指すべき公共交通ネットワークのイメージ図なんですけれども、これを見ると、結局将来的にも市内の循環バスはつくらないという感じなんではないでしょうか。例えば北越とかそっちのほうからレイクタウンとか市立病院とか、そういうほかの地域からの循環するバスというのは考えていなくて、必ず鉄道網を使ってバスと鉄道と連携という感じにやはり考えているわけなんではないでしょうか。ちょっとそれお聞きしたいと思ったんですけれども。

議長 ありがとうございます。

事務局、どうでしょう。

都市計画課 西村のほうから回答のほうをさせていただきたいと思います。

鉄道とか今ある既存のバスを守っていくというところでも必要でございますので、そちらを守りつつ、新たな新規公共交通検討地域との接続を考えていきたいと思っております。

ただ、ご意見いただきましたものですから、先ほどの基本方針の中の地域の実情に応じた交通ネットワークの形成というところで、考えていければと思っておりますので、このような形での回答とさせていただきたいと思います。

〇〇委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

他の方はいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 8ページの基本方針の2番、公共交通環境の形成のところですけども、その中で、このICTとかAIの発展に伴って、Ma a S等々の新技術の導入を促進したいというふうなトーンになっているんですが、これは具体的にどこの地域で実践をしてみるとか社会的実践をしてみるとかというようなことも今後の計画の中に入るんですか。あるいは今もう既に決まっているんですか。

議長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

都市計画課 西村のほうから回答させていただきたいと思います。

今、越谷市では5市1町と、あとさいたま市で新たなモビリティサービスによるまちづくり協議会ということで、協議会結ばせていただいております、その中でMa a Sのほうの協議をさせていただいているところでございます。

それに基づきまして、まだ越谷市では実証実験というのはやっていないんですけども、浦和美園であるとか岩槻区のほうで小型モビリティの導入の実証実験というものも行われております。

また、AIを活用した運行の継続性ということのバス路線の運転もされているというような形でございますので、その中でその協議会を通じまして、Ma a Sのほうにつきましては、需要を醸成させていただければと考えております。

以上でございます。

〇〇委員 よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

そのほかございますか。

事務局 特に会場はございません。

議長 では、よろしいでしょうか。

もしよろしければ、ただいまご説明がありました骨子案に基づいて、また今日も幾つかご意見いただきましたので、それを踏まえて、令和3年度の答申に向けて、これから来年度審議を継続させていただくということにしたいと思います。

次回はこれに基づいた素案をご提案いただいて、また協議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

◎議事（３）

議長 では、続きまして、３番目の議題です。少し話題にもなりましたが、新方地区住民との協働による新たな公共交通の導入に係る実証運行の実施についてを議題としますので、説明のほうをよろしくお願いいたします。

◎議事の説明

都市計画課 事務局のほうから説明させていただきます。

それでは、新方地区の関係につきましては、私、関根のほうからご説明をさせていただきます。

資料４を使いましてご説明させていただきますので、お手元に資料４のほうを準備していただければと思います。

議題３「新方地区住民との協働による新たな公共交通の導入に係る実証運行の実施について」、お手元の資料４に基づきまして説明させていただきます。

本日添付させていただいています資料５、資料６につきましては、こちらの説明の補足資料となりますので、よろしくお願いいたします。

では、着座にて失礼させていただきます。

まず、１ページ目をご覧ください。

今回、新たな公共交通の導入に係る試験運行の実施につきまして、前回、令和２年１１月４日に開催いたしました第１回越谷市地域公共交通協議会において、新たな公共交通の導入について概要をご説明させていただいたところでございます。今回につきましては、令和３年度にどのように実証運行を実施していくのかについてご説明をさせていただきます。

まず、事業名といたしまして、地域内公共交通実証運行事業としております。

次に、事業の目的といたしまして、前回もご説明させていただきましたが、公共交通が利用しづらい地域を対象に、新たな公共交通としてデマンド型乗合タクシーの導入を検討しております。こちらの本格導入を前にしまして、その妥当性や改善事項などを確認、検証するための実証運行という形になります。

次に、2 ページ目をご覧ください。

事業の実施主体といたしましては越谷市になります。

契約の方法といたしましては、特命随意契約、越谷市市管理構内協議会を予定させていただいております。こちらの越谷市市管理構内協議会につきましては、市内のタクシー事業者で構成される協議会でございます。今回の実証運行を通して、今回の新たなデマンド型乗合タクシーというものを複数の事業者に体験してもらいたいため、特命随意契約を予定させていただいております。

次に、事業の期間といたしましては、令和3年6月上旬から令和3年11月下旬までの6か月間を予定しております。

事業の範囲といたしましては、新方地区内の3.66平方キロメートルを範囲とさせていただいております。

次に、事業の内容といたしまして、運行形態につきましては、先ほどから申し上げておりますけれども、デマンド型乗合タクシー、運行範囲については原則新方地区内、ただし、新方地区境から直線距離500メートル以内のエリアを含むとしております。利用対象者につきましては新方地区内で新方川の東側にお住まいの方、運行時間は平日の午前9時から午後6時までとしております。

項目が飛びますが、予約の時間は平日の午前10時から午後4時までとさせていただいております。

こちらまでの内容につきましては、以前の協議会で説明させていただいた内容から特に変更はございません。

飛ばさせていただいた項目の中の運賃と予約期間について、まず運賃につきまして、片道、新方地区内が300円、新方地区外が500円、こちらの部分については特に変更しておりませんが、その下にただし書きと入れさせていただいています、未就学児は無料として扱うということで変更させていただいております。こちらにつきましては、タクシーの座席を利用するかどうかというところで、運賃を取るかどうかという考え方を地元の協議会と協議させていただきまして、未就学児につきましては、一人で座席に座るということは少ないだろうという考えの中で、運賃については無料としております。

次に、予約の期間につきましては、利用日の1週間前から前日の期間の平日のみとしており、基本的に事前に予約が必要ということで前回説明させていただいたんですけれども、今回、当日の予約についても空き状況に応じて可能とするという形で変更させていただいております。

こちらにつきましては、事業者及び地元の協議会と協議により、より多くの方に利用していただくというため、空き状況に応じて予約が可能という形で変更させていただいております。

次に、利用の方法につきまして、簡単に流れを挙げさせていただいているんですけども、利用の前日までの流れといたしまして、まず、利用者登録を世帯ごとに行っていただきます。次に、利用予約といたしまして、利用日の1週間前から前日までの平日に電話にて予約をしていただくというふうに考えております。

当日の流れといたしましては、予約した内容の時間に自宅または指定の乗降施設にてお待ちいただき、迎えに来たタクシー車両に乗車していただきます。目的地で降りる際には、行き先に応じた運賃をタクシー運転手に支払っていただきから降車していただくという形で考えております。

次に、3ページ目をお開きください。

事業の工程につきましては、2つ挙げさせていただいているんですけども、まず、地域への周知といたしまして3点ほど挙げさせていただいております。こちらの地域への周知につきましては、地元の協議会の中でも、このコロナ渦の中でどのように周知をしていくのかというのが重要だという意見が多くいただいておりますので、考えられる方法につきましては全て取り入れた中で周知のほうを実施していきたいと考えております。

まず、1つ目ですが、チラシの配布といたしまして、運行内容等について、対象となる地域の全戸に配布することを予定しております。

2つ目として、説明用の映像作成ということで、パワーポイントのスライドや動画を撮影することを考えておりまして、今回導入するデマンド型乗合タクシーというものがどういったものなのかというのが、地元の方はなかなか分からないところが多いと思いますので、より分かりやすく伝える方法として映像等を作成いたしまして、ユーチューブにアップすることや地区センターなどで放映していただいて、周知を図れればと考えております。

3つ目といたしまして、質問窓口の設置ということで、今回、多くの人を集めて直接説明会を開くというのが困難でありますので、チラシの配布、映像を作成して周知した中でも、まだ分からないという方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方に分かるようにということで、職員を新方地区センターに配置させていただいて、期間を定めて直接聞きに来られるような方法を検討しております。

次に、事業者との調整といたしまして、今回新しい公共交通ということで、実証運行の実施につきまして、関東運輸局と協議させていただいたところ、道路運送法第21条の手続が必要に

なるということで伺っております。こちらの実証運行を令和3年6月より行いたいと考えておりますので、標準的な処理期間等を踏まえた中で、タクシー事業者には手続のほうをお願いしていきたいと考えております。

続いて、4ページ目をご覧ください。

こちらは実証運行実施までの事業の工程になります。

こちらの真ん中の法定協議会という中の2月中旬の公共交通会議というのが本日の会議になるんですけれども、本日、議題として上げさせていただいているこちらの実証運行につきましてある程度ご承認をいただいた中で、事業者の部分のほう、右のところの3月中旬より、先ほどご説明した道路運送法第21条の申請を行い、5月中旬ぐらいまでに許可を得られればと考えております。

全体の流れの部分で、地元の説明について流れを示させていただいているんですけれども、先日書面にて協議会のほうを実施させていただきまして、チラシの配布を2月下旬より予定しておりますので、そちらの内容について協議させていただいたところでございます。

また、3月上旬から登録方法の周知を開始させていただいて、3月下旬より利用登録を開始できればと考えております。

以上、このような工程の中で6月の実証運行に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

◎ 質疑

議長 それでは、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

事務局 会場手が挙がりました。

〇〇委員です。

議長 〇〇委員、お願いします。

〇〇委員 今回の実証運行に当たって、運行台数の規模だとかというのが明確に分からないんですが、30分ごとに1便が目安になっているんですが、実際にこの6か月の実証期間の間に、このデマンド交通で利用する車というのは、1台が30分ごとに1便運行するというような想定でいいんですか。それを市内のタクシー事業者が許可を受けて運行を請け負うということで、1台だけ運行するのを複数社で受け持ってやるというイメージなのかという点と、あと、今回

の実験は6か月、6月から11月までの6か月間の実験期間となっておりますが、その後の本格運行というんですか、あくまで6か月間だけ実験をして、それでとりあえずは終わりにして、効果検証なんかを行った上で、本格運行については別途また協議とか検討するということですか。

本格導入の実施には道路運送法4条による手続が必要となりますという説明書き一つだけ入っているんですけども、引き続きすぐに4条運行に切り替えるということなのか、実験というのを6か月刻みでまた続けていくのかとかという、その先の本格運行をどうするのかという部分に関しての計画とかが見えてこないんですが、そこら辺をご教示いただければと思います。
議長 ありがとうございます。

よろしくお願いします。

都市計画課 1点目の30分ごとに1便、1台というようなお話があったんですが、そのとおりでございまして、実証実験運行についてはタクシー1台を30分ごとに1便ということで、1便当たり予約最大乗客人員4名という形で運行をさせていただきたいと思っております。

また、実証試験については、許可を受けてから6か月間行うんですけれども、地元の協議会と考察をしながら、例えば2か月なり3か月おきごとに考察し、実証実験がより良いものになるよう、利用が増えるような形で考えていければと思っております。

2つ目の実験の6か月の後、その本格運行の導入ということでございますが、先ほどのとおり、実証実験運行を行うに当たりまして、考察をやっていく予定でございます。地元からもこの新たな公共交通、デマンドタクシーがやはりできないといけないのでというような形で、地元からの熱意もありますことから、すぐに本格運行に移行が行えるような形として、できましたら次の年には本格運行の導入をできるようなことで、地元とも協議しながら進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 ○○委員、よろしいですか。

○○委員 追加で、本格運行に向けて検討していくというのは分かったんですが、6か月後に引き続きすぐ本格運行に入ることなのか、間が空くということなのか、道路法4条による手続を想定した場合に、また4条化は別途の申請になってくるので、申請の処理期間というのが多分発生してくるんです。多分4条化の許可を受ける事業者さん、市内で行政のほうの処理期間というのが多分変わってくるので、一回途切れてしまってもいいということなんですか、それとももう11月から本格運行にするんだという意向で動いているのか、それによって全体の

スケジュールが大分詰まってくると思うんです。

議長 どうぞ、お答えをお願いします。

都市計画課 今、6月から11月までは実証試験運行をさせていただくということで考えておりまして、本格運行につきましては、年度明けて、4年度ぐらいから考えられるように動きを取っております。

4条申請につきましても処理期間、3か月程度かかりますので、その点も考慮した中で考えさせていただければと思っております。ご理解賜れればと思います。

議長 ありがとうございます。そういうことでよろしいですね。

ほかいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 契約の方法の中で、構内協議会を予定しているということですが、この協議会には何社ぐらい加盟していらっしゃるのかと、あと、各事業者に体験してもらうためとありますが、そうすると各社ごとに別に予約センターみたいなものを、こういった形をされるのかというところを、すみません、教えてください。

議長 事務局、お願いします。

都市計画課 西村からお答えします。

協議会には越谷市内の駅を利用している管理構内協議会がありまして、今日も委員さんで参加している〇〇委員が会長をやっている会でございます。

このタクシーの業者の中で、この21条申請に手を挙げていただけたところをもって、実際に協議会で結んだ中で、実際には一月ごとであるとかというような分け方で、体験していただくというようなことを考えておるところでございます。

協議会のほうには11社ほど参加しているので、そちらの方々に今後このような協議をしていただくというような形を考えています。私どものほうも説明をさせていただくような形にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 〇〇委員、いかがですか。

〇〇委員 複数社の手が挙げった場合などは、何か月おきかで次の会社という形になるかと思いますが、その場合の利用者の予約するところというんですか、各社ごとにそれぞれの連絡先が月ごとによって変わってきてしまって非常に不便なのかなと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

都市計画課 その点につきましては、前回もお話をさせていただいたと思うんですけども、3 か月間は地元協議会のほうで予約を行うことになっています。残り3 か月につきましては、請け負ったタクシー事業者が請け負うような形になっております。

それで、予約方法につきましては、普通のスマートフォンを購入させていただいた中で、スマートフォン1 本の同じ電話番号に皆さん予約していただくような形を取らせていただいております。スマートフォンにつきましては、予約用と、あと当日、その会社に持ってまいりますので、当日の予約、空き状況により可と書いてあるところは事業者のほうで受けてまいります。あとは最悪の場合を考えまして、ドライバーに持っていただくような形で3 台と考えておりますのでご理解いただければと思います。

〇〇委員 分かりました。すみません、ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

そのほかどうでしょう。

特によろしいでしょうか。

事務局 会場は挙手ございません。

議長 それでは、よろしいようでしたら、ここで質疑を終了といたしまして、採決に移りたいと思います。

新方地区住民との協働による新たな公共交通の導入に係る実証運行の実施につきまして、ご承認いただけるかどうか伺います。

ご承認いただけないという方の意思表示をお願いできますでしょうか。

事務局 会場はございません。

議長 それでは、皆様にご承認いただいたということにさせていただきます。協議会として原案のとおり承認ということにさせていただきます。ありがとうございました。

◎その他

議長 続きまして、その他でございます。

事務局から何かその他ございますでしょうか。

事務局 それでは、事務局から報告、連絡等させていただきます。

次回の開催日程についてでございます。

予定でございますが、次回は令和3 年4 月14 日水曜日の午前を予定しております。会場等詳細まとりましたらご通知差し上げたいと存じます。

次に、令和3年5月24日をもちまして委員の皆様の任期が満了となります。今後、各団体にご推薦の手続をさせていただきますので、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

また、公募委員につきましては、広報こしがや3月号にて募集をさせていただく予定でございますので、こちらもよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 ありがとうございました。

その他ということで、何か委員の皆様から関連のご発言ございますでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 参考なんですけど、先ほど事務局のほうから話のございました美園のM a a Sの実証であるとか、あるいは埼玉県内でやっているスーパーシティモデル、あるいは全国でおやりになっているスマートシティ構想、そういったものの中に、こういった交通システムがかなり導入されておりますので、その点もご考慮されて、ご参考にされて、地域に合った計画が進むような形でよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 貴重なコメントありがとうございます。ぜひいろいろな情報を事務局としても捉えていただきながら進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

そのほかよろしいでしょうか。よろしいですか。

事務局 会場もございません。

議長 それでは、ありがとうございました。こういうやり方でちょっとやる前は心配しましたがけれども、事務局に非常にスムーズに運営いただきまして、何とか、あるいは皆様のご協力をいただきまして、何とか議事が運営できたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

では、ここで議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会宣言

事務局 久保田会長、ありがとうございました。

皆様、本日は本市公共交通施策に関し貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。

なお、本日の協議会の開催結果につきましては、越谷市審議会等の設置及び運営に関する要綱第12条の規定に基づき、越谷市ホームページにて公表させていただきますのでご了承願います。

以上をもちまして、令和２年度第２回越谷市地域公共交通協議会を終了いたします。

皆様本日はありがとうございました。

Z o o mの皆様、ありがとうございました。順次ご退室をお願いいたします。

午前１１時７分 閉会